

# 火山災害における避難実施要領の作成モデル事業検討会 開催要綱

## (名称)

第1条 本会は、「火山災害における避難実施要領の作成モデル事業検討会」(以下、「検討会という。))と称する。

## (目的)

第2条 検討会は、火山が噴火した場合に住民等の生命又は身体に被害が生じるおそれがあると認められる地域において、避難誘導等を迅速かつ確実に行えるよう、噴火前や噴火時にもただちに活用できる、特定事象を想定した避難実施要領を作成することを目的とする。

## (組織)

第3条 検討会は、各分野を専門とする学識経験者、関係行政機関等で構成する。

- 2 検討会の構成員は別紙による。
- 3 検討会の構成員は、必要に応じて追加できるものとする。
- 4 座長は、構成員の互選により選任する。

## (座長)

第4条 座長は、会議の議長となり、議事を整理する。  
2 座長がやむを得ずその職務を遂行できない場合は、座長が指名する構成員が職務を代行する。

## (任期)

第5条 座長及び構成員の任期は、令和3年3月19日までとする。

## (検討会の公開)

第6条 検討会は公開を原則とする。  
2 検討会の資料および議事要旨は速やかに公開するものとする。ただし、座長が必要と認める場合は、その一部または全部を非公開とすることができる。

## (事務局)

第7条 検討会の事務局は、消防庁国民保護・防災部防災課に置く。

## (開催)

第8条 検討会は、座長が必要に応じて招集し開催する。  
2 議論に際し、座長が必要と認めた場合は、構成員以外の者の出席を求め、説明や意見を聴取することができる。

## (その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

## 附則

この要綱は、令和2年11月30日から施行する。

# 火山災害における避難実施要領の作成モデル事業検討会 委員名簿

## 委員名簿

(五十音順)

関 尚史 山梨県防災局防災危機管理課火山防災対策室長  
中山 吉幸 山梨県社会福祉協議会 事務局長  
秦 康範 山梨大学大学院総合研究部 准教授  
羽藤 英二 東京大学大学院工学系研究科 教授  
吉本 充宏 山梨県富士山科学研究所 主幹研究員

## オブザーバー名簿

(順不同)

内閣府政策統括官(防災担当)  
国土交通省 中部地方整備局富士砂防事務所  
国土交通省 関東地方整備局甲府河川国道事務所  
甲府地方气象台  
陸上自衛隊 第一特科隊  
山梨県警察本部  
富士五湖広域行政事務組合富士五湖消防本部  
富士吉田市  
西桂町  
富士河口湖町  
山中湖村